

## 令和7年度 第1回三重県最低賃金専門部会議事録

1 開催日時 令和7年8月6日（水） 13時25分～16時05分

2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室

### 3 出席委員

公益代表 恒岡 純子 西川 昇吾 前田 茂樹

労働者代表 佐橋 洋一 廣瀬 純子 前田 良彦

使用者代表 粟須 百合香 中村 和仁 松井 寿人

### 4 議題

- (1) 部会長・部会長代理の選出について
- (2) 三重県最低賃金専門部会運営規程(案)について
- (3) 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安の伝達について
- (4) 三重県最低賃金の改正について
- (5) 金額検討について
- (6) その他

### 5 開 会

(指導官)

只今から令和7年度第1回三重県最低賃金専門部会を開催させていただきます。

先ず、出席委員の確認でございます。本日は全員出席されていますので、最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たしておりますことを御報告させていただきます。

開会にあたりまして労働基準部長から御挨拶を申し上げます。

(労働基準部長)

労働基準部長の津田でございます。

本日は、御多忙にも関わらず令和7年度第1回三重県最低賃金専門部会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

とりわけ今年度は、既にかねて御案内のとおり、専門部会開催の日程の確保に多大な御力添えを賜りましたことをまずは深く御礼を申し上げます。こうして開催できましたことは、皆様方の御協力の賜物でございます。本当にありがとうございます。

本日は、第1回専門部会でございますので、先ずは、部会長、部会長代理を選出いただいた後に、三重県最低賃金の改正決定について御審議いただく予定としております。

最低賃金改定の御審議にあたりまして、既に御案内のとおりでございますが、よ

うやく去る8月4日に中央最低賃金審議会において、地域別最低賃金改定の引上げ額の目安が答申されたところでございます。

三重県は、Bランクに位置しておりますけれども、「Bランクについては63円」とお示しがありました。

目安は、地方最低賃金審議会での金額審議を進めるに当たって、参考にするものでございます。

例年、本年度は恐らく例年以上に各委員の皆様それぞれの御立場において、厳しい状況が続いている中、これを踏まえつつも、皆様の御尽力によりまして適切なあるいは円滑な最低賃金の審議が進みますようできれば幸いでございます。

また、事務局としても円滑な審議のためにも最大限努力する所存でございますので、よろしくお願ひを申し上げます。それでは、御審議の程どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

## 6 議 事

### (1) 部会長・部会長代理の選出について

(指導官)

続きまして、議事(1)の部会長・部会長代理の選出についてでございますが、部会長及び部会長代理の選出は、本審と同様、最低賃金法第25条第4項により、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」こととなっております。

先般、公益委員の皆様で御協議いただき、その結果、部会長に前田委員、部会長代理には西川委員ということでお決めいただきましたので、御報告を申し上げます。

拍手をもって御承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

— 拍手にて承認 —

(指導官)

それでは、これよりの部会の運営は前田部会長のほうでよろしくお願ひ申し上げます。

(部会長)

部会長を務めさせていただきます前田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

部会を始めるにあたりまして、一言御挨拶ということで、先程、基準部長の御挨拶にもありましたように、やっとと申しますかですね、中央最低賃金審議会の方で、令和7年度地域別最低賃金額改定の目安については、63円との数字が示されたわけですが、三重県最低賃金の改正を審議するにあたりましても、県内の経済情勢等々を参考に、労働者側の皆さん、使用者側の皆さん、それぞれの御立場の御意見をしっかりとお伺いしたうえ、先程の目安を参酌しながら、議論を重ねて参りたいと考えております。

何分微力ではございますが、対話と傾聴を基本にして、効率的、効果的な審議調査

に努めたいと考えておりますので、どうぞ御協力の程をよろしくお願ひいたします。  
(部会長代理)

西川でございます。

本部会が円滑に審議が運営されますよう前田部会長を微力ながら補佐をしてまいりたいと思います。皆様よろしくお願ひいたします。

(2) 三重県最低賃金専門部会運営規程(案)について  
(部会長)

それでは議事(2)に入らせていただきます。

先ずは、三重県最低賃金専門部会の運営規程を定める必要がございます。

運営規程(案)が資料の中にはありますので、事務局から説明をお願いいたします。

(室長)

審議会の運営につきましては、審議会の運営上、細部に及ぶ定めを必要とする場合には会長が定めることとなっております。

専門部会もこれにならって運営規程を設けるという形で、従来から進めていただいているところでございます。

資料2に三重県最低賃金専門部会運営規程(案)を付けさせていただいております。

内容としましては、昨年度と同様の内容となっております。

専門部会の廃止について、第10条で審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって廃止すると規定してございます。

この規程についての御審議をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(部会長)

ありがとうございます。昨年度と変わりがないということでございますけれども、この運営規程(案)について何かお気づきの点はございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。

それでは、この(案)を運営規程ということに決定させていただいてよろしいでしょうか。

### — 異議なしの声あり —

(部会長)

はい、ありがとうございます。

この規程は本日からということで、決定させていただきます。

それでは、恐れ入りますが、(案)を二重線で消していただき、施行期日に本日の日付を御記入をお願いしたいと思います。

(3) 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安の伝達について

(部会長)

それでは議事（3）「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安の伝達」について、事務局の方から説明をお願いします。

(室 長)

はい、それでは、私の方からお伝えさせていただきます。

7月11日の諮問に対し、8月4日に中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣宛てに「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安」について、答申がありましたので、その概要を、御手元の資料に基づいてお伝えさせていただきます。

資料3を御覧ください。

まず、答申について、一部読み上げさせていただきます。

（答申について、記2及び記3を読み上げ。）

記4ないし記13は、政府に対する要望でございます。

引き続きまして、次の「別紙1」を御覧ください。

別紙1は、令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解で、1番目に、最低賃金引き上げの目安額が示されています。

この表を見ていただきますと、Bランクの三重県は目安額63円となっています。

この答申をすべて読み上げていますと時間が長くなりますので、恐れ入りますが、御手元で御確認いただければと存じます。よろしくお願ひいたします。

以上が目安の伝達概要となります。

(部会長)

ありがとうございました。

これから、三重県最低賃金の改正について、御審議いただきますために、令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会宛にビデオメッセージが届いておりるので視聴したいと存じます。よろしくお願ひいたします。

## — ビデオメッセージ再生 —

### （4）三重県最低賃金の改正について

(部会長)

ありがとうございました。

中央最低賃金審議会会長からのビデオメッセージでございました。

資料説明を事務局の方からお願ひいたします。

(室 長)

はい、それでは御説明申し上げます。

地域別最低賃金額改定の御審議をいただくにあたり、新たに作成しました資料を、御説明させていただきます。

まず、「最低賃金に関する基礎調査結果」について、御説明させていただきます。

資料4には、「令和7年最低賃金に関する基礎調査の概要」を付けてございます。この基礎調査は、事業場規模が、製造業と情報通信業のうち新聞業・出版業については常用労働者100人未満、その他の産業については30人未満を雇用する民営事業所の今年6月現在の状況について調査を行ったものです。また、特定（産業別）最低賃金が決定されている事業所においては、100人以上雇用している事業所も対象となってございます。

三重県内1,850事業所を対象として調査票を送付し、中間集計ですが、廃止等を除き、提出があった803事業所合計11,656人の労働者の調査結果でございます。

4ページからは、総括表(1)「規模別、地域別、年齢別表」、9ページからは、総括表(2)「年齢別、男女別」となってございます。

それぞれ、現在の県最賃より1円低い1,022円の行に黄色のラインを入れてございます。

最低賃金未満率は、1.5%となっております。

資料5は、三重県内公共職業安定所において取りまとめられた令和7年5月の「求人募集賃金・求職者希望賃金情報」でございます。

1番最初の表は、三重県下の平均値となってございます。常用的パートの求人募集賃金の下限平均は1,284円となっています。

2ページ以降は、各安定所別、地域別の数字となっています。

求人募集賃金ですが、昨年度の最下限平均は、当時の三重県最低賃金プラス2円でした。しかし、今年度は三重県最低賃金と同額となっております。ちなみにそれは、伊賀公共職業安定所の常用的パート販売職、尾鷲公共職業安定所の常用的パート輸送・機械運転、熊野出張所の常用的パート生産工程の3つです。

地域別では、北勢地域が常用的パートの下限平均が1,494円、東紀州地域では1,156円で、338円の地域間格差が認められます。

資料6は、日本銀行名古屋支店公表東海3県の企業短期経済観測調査結果でございます。

資料7は、中央最低賃金審議会第5回目安に関する小委員会の参考資料2で消費者物価指数の対前年上昇率の推移でございます。

また、資料8は、中央最低賃金審議会第2回目安に関する小委員会の参考資料1の関係部分抜粋で、消費者物価指数（食料関係）の対前年上昇率の推移でございます。

資料9は、三重県津市の消費者物価指数の項目別の対前年同月比の推移となっております。1ページ目が総合、2ページ目が頻繁に購入する品目に類した食料7項目となってございます。

本日配付の資料説明は以上になります。

続きまして、7月28日の第2回本審の事務局による資料説明時に、労働者代表委員の前田委員から御質問いただきました件についてでございます。当日事務局が説明いたしました「標準生計費 月額2024年4月4人世帯の三重県の金額が、昨年の同じ項目の金額と約10万円の差があることに対する理由」について、御回答をさせて

いただきます。

この「標準生計費」でございますが、総務省統計局が行う家計調査をもとに、都道府県人事委員会が作成したものとなっております。

三重県人事委員会が、「家計調査」を基礎として算定した2024年4月における津市の4人世帯の標準生計費は、172,910円となっております。三重県によりますと、家計調査結果における三重県津市の調査結果は、標本世帯数が少ないため、標本誤差が大きく、前年度や全国の結果と比較する際には注意が必要だとされています。以上でございます。

(部会長)

はい、ありがとうございました。

事務局から説明のあった資料については、審議の参考にしていただければと思います。また追加の回答ございましたが、前田委員よろしかったでしょうか。

(前田良彦委員)

はい。

(部会長)

続いて、今後の日程調整を進めたいと思います。

事務局の方から何か説明はございますでしょうか。

(室 長)

はい、今後の日程案について申し上げます。

第2回の専門部会を8月8日金曜日午後1時30分に、本日と同じ会場で開催したく存じます。よろしいでしょうか。

## (5) 金額検討について

(部会長)

次回の日程について説明がありましたがよろしいでしょうか。

それでは、その日程で審議させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

次に「金額検討」に移りたいと思います。

金額検討に入りますが、どういう進め方にいたしましょうか。事務局から提案があることですので、説明お願ひします。

(室 長)

昨年度から、審議の透明性等を一層高めるため、公労の委員、公使の委員で意見交換いただいた後、公労使が集まって審議を再開した際に、労働者代表委員と使用者代表委員からそれぞれ代表してお一人に、意見交換結果を御報告いただくようお願いしているところでございます。今年度も引き続き労使の代表委員から意見交換概要を報告いただきたく、御審議よろしくお願ひいたします。

(部会長)

事務局から提案がありましたが、昨年度と同様に、労使に分かれて御検討後、公労使が集まって審議を再開した際に、労働者代表委員と使用者代表委員からそれぞ

れ代表してお一人に、意見交換結果を御報告いただくという御提案について、皆さ  
んいかがでしょうか。

— 異議なしの声あり —

(部会長)

ありがとうございます。それでは、公労使が集まって審議を再開した際に、労働者  
代表委員と使用者代表委員からそれぞれ代表してお一人に、意見交換結果を御報告い  
ただくことに致しますので、御準備よろしくお願ひします。

それでは、公労の委員、公使の委員で意見交換する部分につきましては、非公開と  
し傍聴人は退出いただくこととします。

労使が分かれて御検討いただくにあたり、「休会」とし、再び、公労使が集まって  
審議する際には、「再開」として、審議に入ることとします。

それでは、「休会」といたします。

— 傍聴人、退出 —

— 労使個別協議会場へ —

— 全体会場へ集合 —

— 傍聴人、入場 —

(部会長)

お集まりいただきましたので、審議を再開させていただきます。

それでは、まず、労働者代表委員から、意見交換結果報告をお願いいたします。

(廣瀬委員)

労働者を代表いたしまして私廣瀬から今回の議論について御報告させていただき  
たいと思います。

まず、今回示された目安額 63 円に対する評価といたしまして、まず、連合といた  
しましては、今回、春闘の結果でですね、今までで最高となる賃上げ額を獲得いたし  
ました。その下ですね、流れをですね、組合の無い労働者の方々に波及をさせるため  
にも最低賃金の持つ役割というの非常に大きいと考えております。

その中で今回目安額 6 %という加重平均 6 %という目安を、公労使の真摯な議論  
の後に出されたことに対しては、評価のほうをさせていただきたいとお伝えしました。

しかしながら、まだまだ課題はたくさんあります、まずは、地域間格差ですね、  
近隣県も含めた差の縮小に向けて取り組んでいかなければいけないこと。

連合といたしまして、中期的な目標といたしまして、一般労働者の賃上げの中央値の6割を水準とする金額にもっていきたいという中期目標があることなど伝えさせていただきました。

また、現実の実際の状況といたしまして価格転嫁の状況、実質賃金、こちらも今日のお昼に公表がありましたら、こちらも引き続きマイナスであること。賃金が上昇しても物価高に追いついていかないという現状も踏まえ、中央審議会と同じように様々な数値、指標に基づいてこれから議論を進めなければいけないことなどを伝えさせていただきました。なので、その中で労働局の皆様に御苦労をおかけするのですが、様々な資料を御準備いただくことをお願いさせていただきました。以上になります。

(部会長)

ありがとうございました。

続いて、使用者代表委員の方より御報告をお願いします。

(中村委員)

それでは私の方から使用者側代表として、今日のコメントをさせていただきます。

本日初回、第1回ということでございまして、現状の県内における企業の状況をまずお話をさせていただきました。

今年は例年になく、中央でも異例の小委員会、月曜日までですか、44年振りに7回行われたというのは、非常に大きな意義というか意味のあるものだと思っております。その辺の通常5回で終わるところをプラス2回やったという経緯についても十分踏まえていかなくてはいけないという思いの中で、例年以上に実際に金額を審議する専門部会においても、例年以上に慎重に検討をしていく必要があると認識をさせていただいております。

とは言ながら、マスコミ等でも言われてもおりますが、本日も出していただきましたが、以前も出しておりますが、様々な資料で提示をしていただきましたが、確かに大幅な物価高騰、これは間違いなく消費者に対する影響が大きいということは、認識しております。

また、先程労働者側代表からもおっしゃっていましたが、春の春季労使交渉においても大幅な賃上げが行われたということは、事実でございます。

ただ、一方では、働く皆様大変なのは十分承知しておりますが、それ以上に我々企業側、経営者側はですね、非常に諸々の高騰で非常に厳しい経営状況であるということは、間違いございません。

また、今日、大臣が渡米をされておりますが、アメリカの例の関税、自動車も実際口約束で、実際にはまだ27.5%という数字が出ておりますので、まだ実際に15%にいっていない中で、15%でも今までなかつた中でのプラスアルファ、この業界以外も全て適応になりますので、非常にこの影響は大きい。

とは言ながら、色々な指標で4月から6月期の指標というのは、色々な駆け込み需要、色々な要素があって、数字的に見ると良い結果も出ているところではあるのですが、ただ一方では、7月からということを見していくと、我々ヒアリングというか、

何社も経営者の方とお話をさせていただいていると、7月以降の影響というのはかなり出てきたというところもあります。ということは、マイナス要素、実際ほぼ出そろいましたが、特に先月くらいに何処も夏季の賞与を払ったと思うんですが、通常払った部分でございますが、やはり冬というのは、なかなかそういう状況では難しいかなというお話もかなり伺っておりますので、その辺も踏まえまして、検討をしていく必要があるかなと。

ただ、本日は、1回目ということで労側からも具体的な金額の提示はございませんでした。次回はお示しいただくと思いますので、それについて十分に我々としては慎重に検討を重ねていきたいと思いますので引き続きよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

#### (6) その他

(部会長)

ありがとうございました。

本日は第1回の専門部会ということで、労使双方、各委員のお考えをお聞きする程度となりました。次回に継続して検討していただくことによろしくお願ひいたします。

第2回の専門部会につきましては、冒頭で報告がありましたように、8月8日金曜日午後1時30分から、本日と同じこの会場でさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本日はこれで終了します。ありがとうございました。

( 皆 )

ありがとうございました。

以上